

豊中市立第十一中学校PTA会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は豊中市立第十一中学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会の目的・活動はつぎのとおりとする。

1. (目的) 学校・家庭および社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
2. (活動) (イ) 会員相互の教養の向上につとめる。
(ロ) 学校・家庭における教育の理解を深め、その振興につとめる。
(ハ) 生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善充実をはかり、生活の安全を確保する。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする社会教育団体として、つぎの方針にしたがって運営する。

1. 本会は会員の総意に基づいて運営する。
2. 特定の政党・宗教にかたよる活動や営利を目的とする行為は、行わない。
3. 本会は生徒の健全育成をねらいとし、本旨を目的とする他団体および機関等と協力する。
4. 本会は学校管理および人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員となることのできるものは、つぎのとおりである。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。(父母またはこれに代わる者、以下「保護者」という)
2. 本校に勤務する教職員。

第 5 条 会員はすべて平等な権利と義務を有する。

第 6 条 本会の準会員となることのできるものは、つぎのとおりである。

1. 本校に来年度入学が予定されている生徒の保護者。
2. 本年度卒業生の保護者で定例総会(決算)までの期間。
3. 1. の準会員については役員候補者の対象とすることができる。

第 7 条 本会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱内規」に定め、適正に運用するものとする。

第 5 章 会 計

第 8 条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあたる。

第 9 条 本会の会費は会員 1 人につき月額 1 5 0 円とする。また会費の納入方法については、毎年度 4 月に決定し各家庭に連絡する。

第10条 本会の経理は総会で認められた予算にもとづいておこなわれ、会計監査の監査を経て総会に報告されなければならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。ただし新年度予算成立までの経理は暫定処理として、役員の実任において前年度予算の10分の1の範囲内で予算を執行することができる。

第6章 役員及び役員の選出

第12条 本会の役員はつぎのとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 保護者
3. 書記 2名 保護者および教職員
4. 会計 1名 保護者または教職員

第13条 役員の実任期間は1年とし、再任を妨げない。

公選による公職者は役員候補者になることはできない。また役員が公職選挙に立候補するときはその役職を辞任しなければならない。補欠のため選出された役員の実任期間は前任者の実任期間とする。

第14条 役員の実任はつぎの方法によっておこなう。

1. 役員の実任者を定めるため、毎年1月末までに指名委員会を設ける。この事務手続きは運営委員会でおこなう。
2. 指名委員会はつぎの13名で構成し、互選により指名委員長を選ぶ。
 - (イ) 保護者より9名。（ただし運営委員および前年度の実任委員を除く）
各学級毎に代表2名を選出し、その学級代表が互選によって各学年より3名、計9名の指名委員を選出する。但し、兄弟姉妹で選出された場合は、弟・妹の結果を優先し重複は認めない。
 - (ロ) 教職員より2名。
 - (ハ) 運営委員より2名。ただし会長・校長は指名委員になることはできない。
3. 指名委員の実任は、委員会設立後速やかに全会員に通知する。
4. 指名委員会は会員・準会員中より各役員候補者、会計監査委員を指名し、本人の同意を得て役員実任の10日前までに候補者の実任・校区・性別・役職名を全会員に通知する。
5. 一般会員は役員候補者を、指名委員会設立後10日以内に指名委員会あてに推薦することができる。届出は実任・住所・性別・推薦する役職名を記した文書によって行う。また、一般会員は役員候補者に立候補することができる。届出は、指名委員会設立後10日以内に、指名委員あての会員13名以上の推薦者の署名と立候補者の実任・住所・性別・立候補する役職名を記した文書によって行う。
6. 役員、会計監査委員の実任は、3月末までに総会または文書で全会員にはかり、無記名投票により過半数の実任票をもって成立する。

7. 新役員は4月1日より就任する。

第15条 役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会・運営委員会を召集し、会務を総括する。また各種委員会の報告を受ける。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理をつとめる。
3. 書記は総会・運営委員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し、各種の会合について通知連絡する。
4. 会計は総会で承認した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理し、会計簿はいつでも会員の閲覧にそなえるとともに、定例総会において決算報告をする。

第7章 会計監査委員

第16条 本会の経理を監査するため監査委員3名をおく。

第17条 会計監査委員は毎年2回（10月、4月）に定例監査をおこない、定例総会にその結果を報告する。

第8章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高機関である。

第19条 総会は会長が召集し、定足数は会員の5分の1とし（委任状を含む）議決は出席者の過半数による。

第20条 定例総会は年度初めに開き、前年度の事業報告・会計決算報告・会計監査報告に続いて新年度事業計画案および予算案の承認その他の重要事項を審議する。

第21条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の10分の1以上の要求があった場合に召集する。

第9章 運営委員会

第22条 運営委員会は本会の役員・常任委員会各正副委員長・学年代表・校長・教頭をもって構成する。

第23条 運営委員会は毎月1回を定例とし、会長は必要に応じて臨時召集することができる。定足数は構成員の過半数とする。

第24条 運営委員会は会則ならびに総会の決議にもとづいて本会を運営し、議案作成・総合調査・各委員会の行事計画その他総括的重要事項について審議する。

第10章 常任委員会

第25条 本会の活動に必要な立案・調整・実施のための常任委員会をもうける。

1. 学級委員会 学校と生徒・家庭との連絡調整につとめ、学年の運営に協力する。
2. 文教委員会 会員・生徒の文化・教養の向上につとめる。
3. 保健体育委員会 会員・生徒の保健・体育の向上について企画・実施する。
4. 広報委員会 会員および地域社会に対する広報活動を企画・実施する。

5. 施設委員会 学校の施設その他について調査研究し、その改善をはかることに協力する。
6. 生活指導委員会 生徒の校外における健全な生活の助成と安全につとめる。
7. 防災教育委員会 生徒・PTA会員（保護者・教職員）を対象とした、防災・減災の啓発活動

第26条 常任委員会正副委員長および委員の選出はつぎのとおりにする。

1. 学級委員会の学年代表は各学年毎に2名とし、会長が委嘱する。
学級委員は、適宜数を各学級毎の互選もしくは学年代表の推薦により会長が委嘱する。
2. 文教・保健体育・広報・施設・防災教育各委員会の委員長1名、副委員長若干名は会長が委嘱する。
委員は適宜数を、正副委員長の推薦により会長が委嘱する。
3. 生活指導委員会の委員・正副委員長の選出は、各地区の実情を勘案して内規により選出し、会長が委嘱する。

第 11 章 特別委員会

第27条 会長は必要に応じて、特別委員会を設けることができる。
特別委員会はその任務が終るとともに自動的に解散する。
特別委員会正副委員長及び委員は会長が委嘱する。
特別委員会の委員長および代行者は必要に応じて運営委員会に出席して意見をのべることができる。

第 12 章 会 則

第28条 この会則に疑義を生じた場合は運営委員会の解釈にしたがい、不備な点は一般社会の通念によって補う。

第29条 この会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とし、改正案は総会の10日前に全会員に通知しておかなければならない。

付 則

この会則は昭和48年10月18日より実施する。

- 昭和52年6月 1日改正
- 昭和53年5月31日改正
- 昭和58年6月 1日改正
- 昭和62年5月 9日改正
- 平成 7年5月 9日改正
- 平成 8年5月14日改正
- 平成13年5月19日改正
- 平成16年5月28日改正
- 平成22年5月26日改正
- 平成24年5月30日改正
- 平成30年5月30日改正
- 令和 元年5月29日改正
- 令和 2年4月 1日改正